

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年6月18日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時 8分 散会

付託事件

議案第68号, 議案第69号, 議案第70号, 議案第71号, 令和3年陳情第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第68号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第69号 指定管理者の指定について（児童遊園）
- ③ 議案第70号 市道路線の認定及び廃止について
- ④ 議案第71号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事請負契約の変更について

(2) 陳情審査

- ① 令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める陳情

2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議 員 飯 田 正 美 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課 長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 内原建設事務 所 長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君

河川都市排水課長	大	山	裕	己	君	建築課長	大	和	田	聡	君
土木補修事務所長	川	又	弘	一	君						
都市計画部長	加	藤	久	人	君	都市計画部技監兼公園緑地課長	上	田	航	君	
都市計画部技監兼市街地整備課長	木	村		勤	君	都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長	大	和	直	文	君
都市計画課長	平	澤	俊	之	君	建築指導課長	井	原	孝	志	君
住宅政策課長	砂	川	和	敏	君						
上下水道事業管理者	荒	井		宰	君						
水道部長	伊	藤	俊	夫	君	水道部参事兼水道総務課長	関	谷	勇	君	
水道部参事兼経理課長	梶	山		哲	君	水道部技監兼給水課長	梶	山	学	君	
水道整備課長	杉	山	健	一	君	浄水管理事務所長	島		孝	夫	君
下水道部長	坏		貴	之	君	下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君
下水道整備課長	小	田	博	之	君	集落排水課長	久	木	崎	隆	君
下水道施設管理事務所長	渡	邊	基	弘	君						

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱	島	卓	也	君	書記	昆	節	夫	君
--------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

この際、御報告申し上げます。本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしくお願ひいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 議事に入ります前に、昨日松本委員から質問がありました議案第71号の件に関しまして、執行部より御説明をお願いいたします。

松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 おはようございます。

昨日開催されました建設企業委員会の質疑答弁の中で、議案第71号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設(2工区)工事請負契約の変更について、松本委員からいただきました御質問の中で、岩盤の破碎方法における薬剤を投入する穴の数について把握しておらず、説明が不足しておりました。申し訳ございませんでした。

岩盤分布の面積としましては約73平米でありまして、42センチメートル間隔で穴を開けたというところで、穴を開けた数としては全体として200か所です。また、岩盤が厚いところでは、再度穴を開けて作業をしているという状況なので、現場ではそれ以上の穴開け作業を行ったという状況でございます。また、薬剤につきましては、岩盤は49立米の体積がありましたが、総量としては784 kilogramsの薬剤を使用したという状況でございます。

昨日の審議で答弁できず申し訳ございませんでした。報告は以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 面積が73平米と言ったのですか。面積というのは岩盤の面積のことを言っているわけですか。そうすると、昨日なんか岩盤の量が4,000平米というようなことは言わなかったっけ。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 体積として49立米というお話はしました。

○松本委員 そうすると、その処分量も2,400万円の補正の中に入っていると。量は49立米しかないということだから、そうすると、ダンプ1台で大体7立米だと思うんだよ。砕いた岩盤が粉になっちゃうのか、あるいはある程度の大きさになるのかちょっと分かりませんが、それによって積む量っていうのも違って来るとかなというふうに思うんだけど、砕いたやつっていうのはどんなふうになんの。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

薬剤で小割りにして、それを運び出すには、さらに大体30センチメートルぐらいの小割りにして、それをダンプトラックに積んで出すという状況になります。大体、体積重量的に1立米当たり2トンぐらいありますものから、10トンのダンプでも5立米ほどの積込み量かなと思います。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 10トンのダンプに5立米積んで、それを今度は業者さんがどこかの処分場に運ぶわけですね。

これはどこに運ぶとかっていうのは分かっていますか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

今回の岩盤の搬出先は、百里開発というところに運んでおります。

[発言する者あり]

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 産業廃棄物として、百里開発のほうに運んでいまして、大体25キロメートル弱ぐらいの距離なんで、場所が小美玉の辺りだと思うんですけども、そこまで搬出している状況でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そのストックヤードというのは、茨城県がやっているところでしょう。個人がやっているのとは違うんでしょう。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 民間です。

○松本委員 民間がやっているの。県がやっているところだって、例えば近くだと常陸大宮とかあるんじゃないですか。それは業者さんが決めることだろうと思うんだけど、多少は経費が今大変なときなんだから、その辺のところまで計算されてこの2,400万円の予算計上がされたんだろうというふうに思うんですけども、その岩盤を砕いたやつ再利用なんていうものは、これはいかがなんでしょうか。コンクリートの3倍の硬さなんだから、いろいろ堤防の護岸工事だとかなんかに使えるんじゃないかなと思う。多分。入札のときにそういう話はなかったんですか。ある程度大きく砕いてもらって、そういう護岸工事、堤防なんかに使えと思うんです。私の素人考えで。これ業者さんだって民間に持って行って処分料払うんでしょう。だから、その岩盤をそういう方面の利用っていうものを考えて、ストックをしておくとか、こういう考えってのはなかったのかな。

そうすることによって、この処分料は浮くわけだから。そうするとこれも若干安くなるのかなというふうに私は思うんだけど、これはこれで契約しちゃったやつだからこれ以上は申しませんけれども、今後の問題として、やっぱりこういう問題っていうのは出てくるだろうと思う。だからそのときには、やはりこれからの水戸市のおか水対策やいろいろ水害対策等についても、それはそれでまるっきり高いお金でやるんじゃなくて、材料はここにあるよとか言えばその分が経費が浮くんじゃないのかな。こういう素朴な考えを持ったもんですからお尋ねしました。

そうしたら、注入する穴は何か所って言ったっけ。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 200か所。

○松本委員 200か所とも1メートルの穴を掘るのか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

約1メートルぐらい掘ると。というのは、浅いと表面で膨張して破裂して表面だけがはがれてしまい、中までうまく亀裂が入らないということから、大体1メートルの穴を開けて、それで挿入して亀裂を誘発させ

るという状況でございました。

○**松本委員** だから40センチメートルにこうやっていくっていうことは、大分粉々になっちゃうっていうこと。粗く壊すということではないわけ。

○**松葉建設部技監兼道路建設課長** 粗く壊す。

○**松本委員** 粗くなんの。だって40センチメートル間隔でそこにひび割れが入っていくわけでしょうよ。そうしたら40センチっていうわけにはいかないでしょう。下の岩盤がもっと細かく砕けちゃうんじゃないの。その辺はどうなんです。そうやらなければ岩盤が取り除けないということなのかな。俺も技術者じゃないから分かんないんだけど、この中に技術者さんいるなら教えていただきたいんだけど、そこまで細かくやんなくても私はある程度の大きさにして、そういう再利用というものを考えたほうがよかったんじゃないかと思ったもんですから。分かりました。今後の課題として。

○**綿引委員長** 工事現場の搬出についてきちんと精査をしていただきたいという御意見をお願いします。

それでは日程に戻ります。

本日の日程は、議案第68号ほか3件、それに陳情1件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第68号ほか3件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第68号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○**中庭委員** 議案第68号については賛成いたします。

この条例改正は児童遊園を3か所追加するということでありまして、その中で特に見川3丁目第1児童遊園は、広場の地面の作りがこの前説明しましたように石灰で覆うということになっておりまして、子どもたちにとっては非常に危険ではないかと。私もちょっと石灰ってどういうものかって調べたら、このような大きな石灰を砕いて作ることになるわけです。ですからそういう点では、滑り台を下りればここにマットがありますけれども、これがなければけがしちゃう、転んだらけがしちゃうということで、これを標準にしようとして業者の皆さんにやっぱり押しつけているというような状況がありますので、子どもの安全から見ればこれはぜひ改善していただきたいというふうに思います。

そういうことで賛成をいたします。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第68号について採決します。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 議案第69号については、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

昨日もお話ししたんですけれども、水戸市は公園協会に指定管理料を払っているということで、やはり草が生い茂ったときはそれぞれが電話をして刈っていただくということについては、やはり改善していただきたい。全部が全部じゃないですけれども、290か所以上ある公園ですので、そうは簡単にいかないかもしれないですけれども、例えばパトロールをしながら、あまりにもひどい公園については草刈りを行うとか、そのようなことはぜひ行っていただきたいと思います。

そしてまた石灰岩ダスト舗装についてなんですけれども、私も見に行きましたけれども、とてもきれいです。もちろん固いんですけれども、小学校も中学校もこのダスト舗装をされていて、大きな事故があったとかってということも聞いておりません。山砂だとどうしても水がなかなかはけなかったり、ボウフラが湧いたりして不衛生な部分あり、安心、安全の面でも、たくさんある公園ですけれども、1つずつこのダスト舗装に替えていただきたいという思いが強くなります。

以上で、意見として述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

○綿引委員長 ほかにございませんでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 公園協会に児童遊園の管理が委託されており、草取りが行われますけれども、この草取りをするのは臨時職員です。昨日の答弁では時給880円ということで、極めて少ないというふうに思います。したがって、暑い中でやっているんですから、もっと時給を引き上げて働けるようなところにさせていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第69号について採決いたします。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 市道路線の認定及び廃止について、御意見等がありましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 議案第70号については賛成です。

賛成ではありますが、毎回のお話で執行部の皆様も頭が痛いだらうと思うんですけれども、路線名の方法っていうものを何かしら考えられないでしょうか。ほかの町名の第何号、こういうふうになっていますよね。だから今回の認定でも、場所は東野町なんだけれども笠原何号線とか、みんなこんなふうになっていますよね。笠原何号線って言われちゃうと、笠原地区なのかなとこういう感じ。これは前々から高橋丈夫議員さんもお話ししていたことであって、直すというようなことは難しいものなのか。あるいは時間をかければ修正することができるものなのか。いつの議会でもこの問題をお話ししたんで言いたくはないんだけど、新しいところばかりじゃございません。その下に全部昔からの枝線があります。これのほとんどが笠原何号線なんです。例えばどこそこ直してほしいよと言われたとしても、例えば東野1号線とか10号線とかいうような名称があればすぐびんと分かるんだけど、全部笠原何号線になっていますから。笠原町に行くっていうと何線になるのか分かんない。平須へ行くと何線なんだか分かんない。だから、もともとこういうふうな路線名になっていった経緯は何だったんでしょうね。

昔は幹線というのはみんな陸前浜街道だった。これが事の始まり。それがそれぞれ旧国道6号になったり、県道何号になったり、こうなっていったんです。そのほか今度は農道みたいなものが何号線になっていった。だから本会議でも申し上げましたように、幹線市道16号線なんてのは、もともとの陸前浜街道ではないんです。本当の陸前浜街道っていうのは、その1本北側に細い道路があって、そこに立派な橋がかかっていたんです。その中を通ったんです。御成橋って。いつの間にか壊されちゃいましたけれども。私らが子どもの頃としてはああいう欄干の立派な橋なんていうのはなかったんです。あれが本当の陸前浜街道で幹線だった。しかし、今は平須十文字からが幹線市道16号線になっているんですけれども、それは交通の状況からしてそうなるのもいいと思う。

話を戻しますけれども、東野町はみんな大体笠原何号線でしょう。米沢町辺りだって、きっと米沢何号線っていうのはないような気がしますし、この道路の名称の直し方っていうのは。これは市内全域ですから、大変な作業にはなると思うんですけれども、直す方法っていうのは難しいですか。難しいならやむを得ないと思うけれども、直せるものであれば、将来のために何年かかってもやっぱり少しずつでも直していくべきじゃないのかなと私は思っているんですけれども、その辺の見解をもしお聞かせいただければ。いかがなんでしょうか。

だからもともとのいきさつ、どういうわけでこういうふうになっていったのか。基本が分かればそこから直すことっていうのはできるような気がするんです。難しいですか。なかなか手も挙がらないようだし。毎回これやっているやつですから、研究したのか、検討したのか、前からやっています。高橋丈夫議員がいる頃からずっとやっていますから。依然としてこの認定は旧態依然のままの番号になっています。やった経緯があんのか、検討してもだめだったのか、やる気があんのか、直す気がねえのか、これは無理なのか、できないものなのか、やる気があればできるものなのか、その辺の見通しだけでもいいです。

聞かせてね。

○綿引委員長 路線名の名称決定の経緯、それと今後の地名、地番にあわせての名称の変更ができるのかという確認についてお願いします。

大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

現在行っている市道の番号のつけ方につきましては、市内を22のブロックに分けてある中で市道の認定もしくは廃止ということで、それぞれのブロックごとに番号がついているような形になってございます。

このブロックごとに整備されている形はちょっと私の記憶が正しくなければ申し訳ありませんが、昭和51年のときに道路台帳平面図の作成にあわせてブロックで再編してこのような形になったものが今まで続いているというような形でちょっと認識しておりまして、それ以前の部分についてはすみません、ちょっと調べ切れてございません。現在もブロックごとの境については、道路等が区域になっていまして、今お話しいただいた笠原については、委員御指摘のように、東野町であるにもかかわらずその東側にある道路がブロック境になっているために笠原というような形の区分けになっている状況でございます。

今委員が御提言いただいている名称の変更等については、1つのブロック自体が複数の町内会にわたって大きく囲っているような形になってございますので、それを町々別に分けられるのかどうか、もしくは大きく河川等で区域が分かれていますれば明確にはなるのかもしれないですけども、ちょっと町の境が入り組んでいるようなところですと全て終点の変更とかをして、一斉に整備をしないとなかなか道路として管理している番号が重複したり、もしくは抜けてしまったりということがあって、もしやるとなれば、物理的に皆さんに分かりやすいような形でブロック分けができるのかどうかという話と、そのお話を整理していったときに今の段階で複数の町内会にわたっている道路の起・終点を細かく分けられるのか。そういったところの整備が多分必要になってくるかと思えます。

今はある程度の長さをもって複数の町内会にわたっても1路線としているものについても、もし町内別とか、町々別とかに分けるとなると、3路線とかというふうに分けなきゃならないような話も出てきますんで、ちょっとそういったところの課題点がかなりあるというのは今現在の状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 市内22ブロックにした根拠はなんですか。例えば、私が考えるのには、例えば、各小学校区で分けると今32かな。例えば吉沢だったら吉沢東野何号線とか、千波北葉山何号線とか、仮にですよ、そういう考え方のほうが私は分かりやすいのかなというふうに思うんです。

だから昭和51年に分けたってということは、基本は何だったのかなというのが私は分かんないんですけども、だから学区ごとに32。また新しく学校ができたり廃校になったりする場合があります。そのときはそのときに考えればいいことだって。

水戸市には神社が幾つあるか分かりませんが、神社があったところが当時は村だったんです。それまで村というのは水戸市にはなかったんです。寛文何年かに神社ができて、そして村っていうのができたんです。例えば東野村ができたんです。だから古い部落にはどこに行っても尊社という碑が建っています。そ

れでもって発展していったんです。東野村が吉沢村に合併し、吉沢村が元吉田に合併し、その後水戸市に合併し、こうなっていたんです。だからそういう歴史をたどっていくと、やっぱり22とは何が基本なのかな。昭和51年といたら都市計画法もできた後です。古い人に後で聞いておいで。分かってんだったら答えてもらっていいよ。昔の役所の定年になっている人もいると思う。そういう人らに聞いてみるんです。そうすれば大体分かってくるだろうと思うんです。ついでに水戸市に神社が幾つあったのか、そういうことまで少し研究をしたいと思っています。調べてみてください。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第70号について採決いたします。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事請負契約の変更について、御意見等がありましたらお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 議案第71号については、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

事前に調査を行ったということでありましたが、今回増額に至ってしまったということで、やはりもっと詳しく分かるようなそういう手法を調査研究して、事前の調査をしっかりとやっていただいで、増額がないように入札価格でぜひやっていただけるような、これからの工事も含めてですけれども、お願いしたいと思えます。

ちょっと昨日聞きそびれたことなんですけれども、契約するときに契約保証金とか入札保証金とか、保険ですか。そういったものについては今回発動できなかったのか、ちょっとその点が疑問に残るんですが、一応意見として述べさせていただきます。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 議案第71号については、赤塚駅西線の道路工事でありますので賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の道路建設によって岩盤が出てくるということがありまして、周辺住民の皆さんは振動で大変だったという苦情が私のところにも寄せられました。昨日も申し上げましたが、扉が閉まらないなどのいろいろな障害がありました。そういう問題についてはきちんと対応して、住民の皆さんにきちんとした補償をしていただきたいということでもあります。

それから、2つ目はこの赤塚駅西線は赤塚駅の南北を結ぶ大事な道路でありますので、ぜひ計画どおり来

年中に完成するように工事を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第71号について採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第68号ほか3件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、次に陳情審査を行います。

さきの本会議で当委員会に付託されました陳情は1件であります。

それでは、令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知お願います。

では事務局お願いいたします。

○事務局 朗読します。

千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める陳情。

陳情趣旨。

今般、千波町東久保の低地部約1,873平方メートル（以下、当該低地部という）のうち、約766平方メートル（以下、本宅地造成地という）について、某事業者による宅地造成計画が進められようとしている。近隣住民は、本宅地造成による後述①ないし③の懸念問題を深刻に受け止めており、反対は近隣住民全員の総意である。よって、本宅地造成地の近隣住民の安心、安全な生活が守れるよう、下記事項を陳情いたします。

1、当該低地部は現在、茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例第2条第2項第3号の判断が有効中である。今後も当条例の有効性を維持し、当該低地部における応急措置盛土の撤去、あるいは土盛り等、土地の形質変更を伴う行為について、許可しないことを求めます。

なお、当該低地部とは、平成27年6月2日、陳情受理番号第2号、付託都市建設委員会の陳情趣旨の被

害場所となった市道（千波183号線の地盤沈下等）の北側に位置し、市道とも地続きになっている。その市道ののり尻に広がる緑地帯であり、千波風致地区の一部となっている。

加えて当該低地部においては、当時当該低地部の南側前面で行っていた開発行為の面積約9,877平方メートルに及ぶ宅地造成（許可番号第101号、平成24年7月）で土盛りされた土砂等と近隣からの雨水の溢水、流水が濁流となって当該低地部で合流したことにより大規模土砂災害が発生したリスク区域でもある。

市は、土砂災害防止のため講じた低地部の応急盛土について、茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例第2条第2項第3号に規定する、非常災害のため必要な応急措置として行う行為と判断、認定し、現在もなお動向を注視している特別な区域である（都計第9-3号、平成29年2月2日）。そのような区域に行政が宅地造成を許可することは住民として断固認められない。

他方、本宅地造成行為による近隣住民の懸念問題を述べると、①土盛りの行為は、過去に行ったプレロード被害を誘発させ、再現する。

本宅地造成地には、約1.5メートルから、深い場所で約4から7メートルの腐植土層、軟弱地盤の分布が推定される。これら腐植土層を含む軟弱地盤の圧密を促進させるため、平成27年4月から実施されたプレロード（被害市道側に約幅7メートル×最大盛土高5メートル弱の腹付け盛土、載荷重工法を施工）によって地盤沈下を一層加速させ、被害を拡大させた経験がある。この被害拡大を止めるため、事業者は市と協議の上、平成28年8月にプレロードを急遽撤去したものの、いまだ残留沈下が存在している状況である。当該低地部に本宅地造成による土盛りを施工すると、地盤沈下を誘発させ、過去のプレロード被害の再現となる可能性が大である。

そして、土盛りによる近隣住民への被害は、近隣住民の土地、建物、外構、ライフライン等に重大な被害を誘発させたことである。8年前の宅地造成開発行為（許可番号第101号）においては、当該被害を確認したものの、泣き寝入りで苦しんだ経験がある。

②当該低地部は、本宅地造成によって雨水の自然浸透区域が半減し、これまで以上に貯留することになり、土砂災害等の被害を誘発させるリスクがある。また、近隣住民においては、屋敷内への雨水流入等の水災害問題が再現するリスクがある。

③本宅地造成地の北側近隣住民の日照権が十分確保できない。

本宅地造成においては3メートル以上の土盛りが生じ、その上に立ちはだかる建物によって、北側近隣住民の日照障害が我慢の限界を超える。

2、当該低地部については、地権者から買い取り、市所有地として管理していくことで懸念問題の全てを解決できるのでこれを求めます。

当該低地部に土盛りされると、市道への被害が再現する。すなわち市道への引込み沈下が、地続きの近隣住民の土地、建物に影響を与え、連鎖被害となることが必至である。近隣住民はこの脅威な変化変状を経験しており、前項1、①のプレロード施工の測量で実証されている。

よって、当該低地部は、地盤の特性（腐植土層を含む軟弱地盤）、現況地形（宅地造成には高い土盛りが必要）、日照障害（庭はほとんど陰る）、水害問題（千波町南台方向への土砂災害）等の懸念を勘案すれば、

宅地造成できるような場所ではないことは明らかである。

また、市道についている植生のり面が民地であり、管理責任が不明確である。万一の対応が取れない不安な状況が今後も続いていくことになる。

そこで、市所有地の活用としては、植樹（主に落葉樹）し、保水力を向上させて、下部での湧水の防止を図る。そして、住民がキャンプをしたり、子どもが木登りやロープで綱渡り、ブランコしたりと長年苦しんだ土地が楽しい楽園に変わるよう求める。

以上、陳情いたします。

○綿引委員長 この際、執行部から本陳情に係る現況について説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、執行部から説明願います。

平澤都市計画課長。

○平澤都市計画課長 本陳情に係る現在の状況について御説明いたします。

本陳情に係る土地につきましては、水戸市風致地区条例第3条の規定に基づき、本年4月2日に開発事業者から、風致地区内における宅地造成等に関する許可申請書が提出されております。同日付で受付をし、審査をしたところ、書類に不備があったことから、申請者に対しまして、修正の指示をしております。また、申請者とのやり取りに際して、今回の造成予定地の南側において、過去に開発行為に伴う地盤沈下があったことから、申請者に対しましては、近隣の住民の方々に計画内容をきちんと説明するよう指導をいたしました。

なお、修正された許可申請書につきましては、現在のところ提出がなされていない状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言願います。

松本委員。

○松本委員 すみません。私、これ初めてなんですけれども、この陳情の土地の地形図みたいなものはないんですか。ここは風致地区ですよ。という、建蔽率が40%ということになるわけですよ。そうですね。それでも宅地造成をやりたいという要望なんだろうけれども、まず地形を見たりとか、この文章と現況がどのように一致しているのかとか、これも委員長、現地でも見てみないと私も分かんないと思う。ですから、そういう文言に沿えるような方法、手法等ができれば、水戸市としたってこれは開発行為を下ろさないわけにはいかないだろうということもあろうかとも思います。だから付近住民の皆さんに迷惑がかからないような手法、やり方。安全、安心、そういう開発の手法。この土地そのものは坪数にしてみるとなんぼもないんだよね。だから、その土地がどんなふうになっているのか分かんないんだけど、土盛りしたり、中に道路を入れたりするとなると、普通は採算が合わない。40%しか建てられないんだから。だから今日のところは、ここでいいとか悪いとかって判断は難しいと思う。だから、現地を見てから審議をしたほうがいいのかないかなというようなことで、今日のところは継続でいかがかと思っています。

○綿引委員長 ただいま松本委員からありましたように、今回の文書だけではちょっと状況が分からないと

というのが多分皆さん委員さんの御意見だと思います。

この件につきましては、現地を確認するのか、あるいは執行部のほうで現況が理解できるようなものが出るのかどうか、ちょっとその辺については正副委員長のほうに一任をいただいてちょっと検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「それでいいです」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 よろしいですか。

中庭委員。

○中庭委員 私ちょっと幾つか質問させていただきたいんですけども、もちろん現地調査もしていきたいと思うんですけども、8年前に大規模な団地造成が行われて、その結果、地域の皆さんが大変な被害を受けたということで、諸問題と地続きの場所で今回もまた大規模じゃありませんけれども造成が行われて、この近隣の皆さんが怒っているような日照権の問題、それから地盤沈下の問題、水害の問題もあるということについての認識をお聞きしたいというのが1点です。その点についてちょっとお答えいただきたいと思いません。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、過去に地盤沈下等がありましたので、市としても申請者に対しましては、近隣住民の方にはしっかり説明をするようにということで指導をしたところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そして地元の住民の皆さんは南側の被害の問題について、積水ハウスを相手取って裁判までやったんです。その結果、補償がされ、そして大規模な土地改良工事なんかも行った場所なんです。その隣接地、それも同じ水戸不動産が、被害が一番ひどかったところの脇にまた団地造成を行うということなんですけれども、これについては、また同じように大変な被害を受けてしまうと。この地域は非常に腐植土が下にあって、そしてそこに土盛りをしたら、大変な被害が出てしまうっていうことは明らかなんです。そして、同じようなことがまた起きてしまうということなんで、私はぜひやっぱりこれは許可を下ろさないということが必要じゃないかと思うんです。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、平成29年2月2日に地元の皆さんから、非常用災害盛土の問題について、盛土をしたら大変なことになってしまうということで、質問状が出たんです。それに対して水戸市は、今後の動向については注視する、すなわち注意し経過を見るとしていたんですが、この態度は今でもこの態度なんですか。そこをお聞きしたい。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

平成29年2月2日に都市計画課のほうから質問状の回答を出させていただいております。

当時の質問の内容としましては、地元の住民の方から現在も応急措置となっているが、市としてどのように対応していくのかという御質問がございました。その質問に対しまして、盛土を撤去した場合、再び水の流入のおそれがあることから、現時点では何らかの対応をするほどではありませんが、今後の動向について

は注視していくというふうな回答をしておるところでございます。

こういった経緯がありますので、過去にこういった地盤沈下がありましたので、まずは今回申請者に対して、住民の方の理解を得るように指導をしたところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ですから、そういう点では水戸市としては現在注視している、今後どうなるか分からない土地なんです。ここにまた再び3メートルの盛土をするということなので、そういう点では住民の皆さんにとってみれば、これはまた同じような被害が出るというので、今回14名の連名で、周辺住民の全員の意思で署名して提出されたわけなんです。ですから、そういう点では私はこの住民の意思というものをきちんとやっぱり受け止めるということが必要だと思うんです。

この場所は以前に千波湖の一部だったんです。一部で谷間のように低い土地で、雨が降ると雨水が押し寄せて度々床下浸水する場所だったんです。そこにまた盛土をする。地下には腐植土が広い範囲で、大体2メートルから7メートルの間に入っているところなんです。また同じことになってしまうので、やっぱり住民の皆さんは反対だと、認められないというふうに言っていますので、その意を酌んでやっていただきたいと思うんですけれども、そのことについてはどう考えているのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 過去に地盤沈下対策の陳情があったことや、今回の陳情に対する議会の御判断と、風致地区条例に基づく対応の両面から、慎重に対応しなければならないと認識しております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 2年前に同じような陳情が出されました。住民の皆さんが大変な被害が出たということで陳情が出されて、その陳情も全会一致でこの委員会では採択されました。そういう経過から見れば、やっぱり住民の皆さんの意思を無視して4月2日に申請を出してきたと。そして、若干の見直しがあるので、修正をかけたということなんですけれども、私は書類が出された段階で認めるということになってしまっは大変なことだと思うんですけれども、今後の水戸市の考えはどうかお答えいただきたい。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 先ほど申し上げたとおり、今現在修正版が提出されていない状況でございますので、まずは今の最終の計画の内容がどうしても分からない状況ではございます。今後につきましては、やはり申請書の中身と過去の経緯を両面から慎重に対応してまいりたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 いずれにしても、業者さんのほうから、水戸不動産から出てくると思うんです。それを、やっぱり例えば盛土を許可してしまうっていうことになれば、それは本当に同じようなことが再現してしまうということになってしまって、住民の皆さんがさっき言ったように日照権、3メートルの盛土をするわけですから、そういう点では大変な被害が出てしまう。そうなれば、やっぱり許可を下ろした水戸市の責任っていうのも極めて私は重大な問題になってしまおうと思いますので、やはり住民の皆さんの意見をしっかり受け止めて、許可しないということに対応していただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、市のほうからの陳情についての認識はお聞きしましたので、それをお聞きしたかったんですけども、私も先日この地域を見てまいりました。近所の方もドアが勝手に閉まるとか、そういうことがいまだに起きているっていうお話もちらっとお聞きしたわけなんですけれども、風致地区っていうことはもともと家は建たない中でまとまった開発行為をするということで許可をされたかと思うんですけども、今回、従前に出された開発行為と同一線上にあるのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 過去に開発が行われた北側に隣接する場所が今回の新設地となっております。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 同じ業者さんが行うっていうことでよろしいんですか。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

風致地区許可の申請者は同一となっております。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、中庭さんのほうからもいろいろ御質問があって、ダブってしまいますので、私もこの陳情につきましては、何回も読ませていただきまして、現地を見てきて過去に災害が起きた地域である。また、地盤沈下で家が崩れて建て直したっていう経緯もあるという地域の中で、やはりこれは法律上、許可をしないといけないっていう部分もあるかもしれないんですけども、私は法律よりももっと重い道理的、信義則、そういう点で本当にもし自分がつて当てはめたときに、ゲリラ豪雨が最近多いですし、いつ災害が起きるか分からない。また、読めば読むほど長年やはりそういう思いをしてこられた道理的に考えたときに、本当に法律よりも重いんじゃないかなって。土地にしても家にしても人生で2つも3つも買えるものではありませんし、そういうことを考えたときに、私は市として配慮をしていくことは大事ではないかっていうふうにこれを読ませていただいて感じましたので、よろしく願いいたします。

○綿引委員長 そのほかにもございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 ただいま、各委員からもやはり疑問点であったり、また御意見等が出ました。委員からも出ましたように、今日、机上で分かるような部分、この文面、まさしくこの内容のとおりでございます。

これは執行部から先ほど説明がございましたように、新たに申請された部分について、やはり私ども議会サイドは現地を見ながら、そして当然それに関わる資料を執行部側に出していただいて、その上でやはり精査し、陳情をしっかりと受け止めたいと。陳情された皆さん方の安心、安全な——これは過去に経験されておりますから、やはり問題が生じた部分でもあるし、その跡が今現在残っております。まず現場を見ることを各委員さんは要望していますし、そういうふうになりたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 それでは、本陳情の取扱いにつきましては、先ほど松本委員あるいは小川委員から継続審査という声がありましたので、ただいまの令和3年陳情第2号につきましては、継続審査とすることはいかが

でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件については、本年4月の行政組織の再編を踏まえ、これまでの閉会中所管事務調査一覧表から、8番を「下水道事業及び農業集落排水事業について」に変更しまして、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、次回の委員会についてお知らせいたします。

次回の委員会は7月9日金曜日、午前10時に開催し、主要事務事業の概要説明、報告事項の説明及び質疑を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、同日午後1時から開催予定の全員協議会が終了した後、所管施設視察を予定しておりますが、視察先、日程の詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時 8分 散会